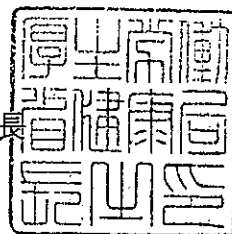


各 { 都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長 } 殿

厚生労働省健康局長



(印影印刷)

### 臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律(平成21年法律第83号。以下「改正法」という。)については、平成22年7月17日から施行されるところであり、これに伴い、臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成22年厚生労働省令第80号。以下「改正省令」という。)が6月25日に公布されたところですが、その内容は下記のとおりです。

なお、改正法の内容及びその解釈上の留意点については、平成22年1月14日付け健発0114第1号により当職から通知しています。

つきましては、貴職におかれては、改正法及び改正省令の趣旨を踏まえ、貴管内市町村、関係機関及び関係団体等に対する周知について御配慮をお願いします。

### 記

#### 1. 6歳未満の者に係る判定に関する事項(第2条第1項、第2項及び第4項関係)

従来、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号。以下「法」という。)に基づく脳死判定(以下「判定」という。)の対象外としてきた6歳未満の者について、判定の対象としたこと。これに伴い、以下の改正を行ったこと。

- (1) 生後12週(在胎週数が40週未満であった者にあつては、出産予定日から起算して12週)未満の者については、判定の対象外としたこと。
- (2) 直腸温が摂氏32度未満(6歳未満の者にあつては、摂氏35度未満)の状態にある者については、判定の対象外としたこと。
- (3) 6歳未満の者にあつては、判定に係る第2回目の検査は、第1回目の検査終了時点から少なくとも24時間を経過した後に行うものとしたこと。

(4) 判定に当たっては、収縮期血圧(単位 水銀柱ミリメートル)が次の①から③に掲げる区分に応じ、当該①から③に定める数値以上であることを確認するものとしたこと。

① 1歳未満の者 65

② 1歳以上13歳未満の者 年齢に2を乗じて得た数値に65を加えて得た数値

③ 13歳以上の者 90

## 2. 判定に関する記録の記載事項等の改正(第5条第1項及び第2項関係)

(1) 判定を行った医師が作成する記録には、次の事項を記載しなければならないものとしたこと。

① 判定を受けた者が生存中に臓器を提供する意思を書面により表示していた場合であり、かつ、判定に従う意思がないことを表示していない場合

ア. その旨

イ. その旨の告知を受けた家族が判定を拒まない旨、並びに当該家族の住所、氏名及び判定を受けた者との続柄、又は家族がないときは、その旨

② 判定を受けた者が臓器を提供する意思がないことを表示していない場合であり、かつ、判定に従う意思がないことを表示していない場合

ア. その旨

イ. 家族が判定を行うことを書面により承諾している旨、並びに当該家族の住所、氏名及び判定を受けた者との続柄

(2) また、当該記録には、次の書面を添付しなければならないものとしたこと。

① 判定を受けた者が生存中に臓器を提供する意思を書面により表示していた場合においては、当該書面の写し

② 判定を受けた者が生存中に判定に従う意思を書面により表示していた場合においては、当該書面の写し

③ 2.(1)①に規定する場合に該当する場合であつて、判定を受けた者に家族がいるときは、当該家族が判定を拒まない旨を表示した書面

④ 2.(1)②に規定する場合に該当する場合においては、判定を受けた者の家族が判定を行うことを承諾する旨を表示した書面

## 3. 臓器の摘出に関する記録の記載事項等の改正(第6条第1項及び第2項関係)

(1) 臓器の摘出を行った医師が作成する記録には、次の事項を記載しなければならないものとしたこと。

① 臓器の摘出を受けた者が生存中に臓器を提供する意思を書面により表示していた場合

ア. その旨

イ. その旨の告知を受けた遺族が臓器の摘出を拒まない旨、並びに当該遺族

の住所、氏名及び臓器の摘出を受けた者との続柄、又は遺族がないときは、その旨

② 臓器の摘出を受けた者が臓器を提供する意思がないことを表示していない場合

ア. その旨

イ. 遺族が臓器の摘出について書面により承諾している旨、並びに当該遺族の住所、氏名及び臓器の摘出を受けた者との続柄

(2) また、当該記録には、次の書面を添付しなければならないものとしたこと。

① 臓器の摘出を受けた者が生存中に臓器を提供する意思を書面により表示していた場合においては、当該書面の写し

② 3.(1)①に規定する場合に該当する場合であつて、臓器の摘出を受けた者に遺族がいるときは、当該遺族が臓器の摘出を拒まない旨を表示した書面

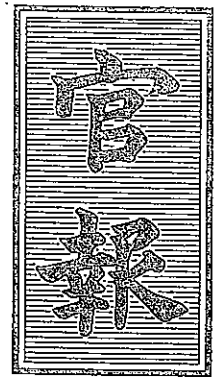
③ 3.(1)②に規定する場合に該当する場合においては、臓器の摘出を受けた者の遺族が臓器の摘出を承諾する旨を表示した書面

4. 法附則第4条第1項の規定による眼球又は腎臓の摘出に係る規定の削除（附則第3条及び第4条関係）

法附則第4条が削除されたことに伴い、同条の規定による眼球又は腎臓の摘出に係る規定を削除したこと。

5. 施行日

平成22年7月17日



編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 消費者庁組織令の一部を改正する政令(一五九)
- 財務省組織令の一部を改正する政令(一六〇)
- 地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令(一六一)
- 薬事法施行令の一部を改正する政令(一六二)
- 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定の整備及び経過措置に関する政令(一六三)
- スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令(一六四)
- 公文書等の管理に関する法律の一部の施行期日を定める政令(一六五)
- 公文書管理委員会令(一六六)

〔省 令〕

- 外務省組織規則の一部を改正する省令(外務七)

〔告 示〕

- 薬事法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働七九)
- 臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同八〇)
- 環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部を改正する省令(環境一一)
- 不動産登記規則等の一部を改正する省令附則第三条第一項の規定に基づき事務を指定する件(法務三三六)
- 日本国に帰化を許可する件(同三七)
- 人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件(外務三〇九)
- チャンパサック県及びサバナケット県学校環境改善計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同三一〇)
- 中波ラジオ放送網防災整備計画のための贈与に関する日本国政府とツバル政府との間の書簡の交換に関する件(同三一)
- 薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件(厚生労働二四九)
- 雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件(同二五〇)

- 雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき、控除額を変更する件(同二五一)
- 雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき、支給限度額を変更する件(同二五二)
- 雇用保険法施行規則第四条第一項第二号により雇用保険法を適用しない者を定める件(同二五三)
- 型式検査に合格した農機具の型式等について報告があつた件(農林水産九六九)
- 砂防法第二条の土地を指定する件(国土交通六八九)
- 砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件(同六九〇)
- 都市計画に関する件(同六九一)
- 水路測量の実施に関する件(海上保安庁一五九)
- 海上における射撃訓練を実施する件(防衛一二三、一二四)
- 道路に関する件(中部地方整備局九三、九四)
- 道路に関する件(中国地方整備局一一九)
- 道路に関する件(九州地方整備局八二)

法務省

〔人事異動〕

〔国会事項〕

- 〔皇室事項〕
- 〔公 告〕
- 諸事項
- 官庁
  - 個別労働関係紛争解決手続実施団体指定関係
  - 裁判所
  - 相続、失踪、破産、免責、特別清算
  - 再生関係
  - 特殊法人等
  - 企業年金基金合併関係
  - 会社その他
  - 会社決算公告

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

(組織)

第一条 公文書管理委員会(以下「委員会」という。)は、委員七人以上で組織する。

2 専門委員の任命  
(委員の任期等)

第二条 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることが出来る。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(委員長)

第四条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第五条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員及び専門委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(庶務)

第六条 委員会の庶務は、内閣府大臣官房公文書管理課において処理する。

(雑則)

第七条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この政令は、公文書等の管理に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十二年六月二十八日)から施行する。

〇外務省令第七号  
外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)及び外務省組織令(平成十二年政令第二百四十九号)を実施するため、外務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十二年六月二十五日  
外務大臣 岡田 克也  
外務省組織規則の一部を改正する省令  
(外務省組織規則(平成十三年外務省令第一号)の一部を次のように改正する。)

第一条の見出し中「情報公開室」を「外交記録・情報公開室」に改め、同条第一項中「情報公開室」を「外交記録・情報公開室」に、「二人」を「一人」に改め、同条第六項中「情報公開室」を「外交記録・情報公開室」に改め、同条第二号の次に次の二号を加える。

省 令

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 仙谷 由人

三 公文書類の保存に関すること。  
四 条約書その他の外交文書を保管すること。  
第一条第十三項中「一人は、命を受けて、外交記録の公開に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。」を削り、「政策評価に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、」を「政策評価に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。」に改める。

第二条第一項中「一人」を「二人」に改める。

附則  
この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。

〇厚生労働省令第七十九号  
薬事法(昭和三十一年法律第四十五号)第四十四条第一項の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十二年六月二十五日  
厚生労働大臣 長妻 昭

薬事法施行規則の一部を改正する省令  
薬事法施行規則(昭和三十一年厚生省令第一号)の一部を次のように改正する。  
別表第三毒薬の部有機薬品及びその製剤の項中第一号の二十を第一号の二十一とし、第一号の六から第一号の十九までを一号ずつ繰り下げ、第一号の五の次に次の一号を加える。

一の六 (三RS)一三一(四)アミノ一オキソ一・三ジヒドロ一ヒペリジン二・六・一・二・三・四・五・六・七・八・九・一〇・一一・一二・一三・一四・一五・一六・一七・一八・一九・二〇・二一・二二・二三・二四・二五・二六・二七・二八・二九・三〇・三一・三二・三三・三四・三五・三六・三七・三八・三九・四〇・四一・四二・四三・四四・四五・四六・四七・四八・四九・五〇・五一・五二・五三・五四・五五・五六・五七・五八・五九・六〇・六一・六二・六三・六四・六五・六六・六七・六八・六九・七〇・七一・七二・七三・七四・七五・七六・七七・七八・七九・八〇・八一・八二・八三・八四・八五・八六・八七・八八・八九・九〇・九一・九二・九三・九四・九五・九六・九七・九八・九九・一〇〇

附則  
この省令は、公布の日から施行する。

〇厚生労働省令第八十号  
臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律(平成二十一年法律第八十三号)の施行に伴い、並びに臓器の移植に関する法律(平成九年法律第百四号)第六條第四項及び第十條第一項の規定に基づき、臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十二年六月二十五日  
厚生労働大臣 長妻 昭

臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令

一 生後十二週(在胎週数が四十週未満であつた者)にあつては、出産予定日から起算して十二週)未満の者

二 第二条第一項第三号中「以下」を「未満(六歳未満の者)にあつては、撰氏三十五歳未満」に改め、同条第二項中「六時間」の下に「六歳未満の者にあつては、二十四時間」を加え、同条第四項中「九十分」を「九十分(単位、水銀柱ミリメートル)」が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数値」に改め、同項に次の各号を加える。

一 一歳未満の者 六十五

二 一歳以上十三歳未満の者 年齢に二を乗じて得た数値に六十五を加えて得た数値

三 十三歳以上の者 九十

第五条第一項第十号中「及び判定に従う意思を」を「及び判定に従う意思を」を「書面により表示していた旨」を「書面により表示していた旨」に改め、かつ、当該者が判定に従う意思がないことを表示していた場合以外の場合

において、その旨並びにその旨の告知を受けたその者の家族が当該判定を拒まない旨並びに当該家族の住所、氏名及び判定を受けた者との続柄又は判定を受けた者に家族がないときは、その旨」に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一 判定を受けた者が生存中に臓器を提供する意思を書面により表示していた場合及び当該意思がないことを表示していた場合以外の場合であり、かつ、当該者が判定に従う意思がないことを表示していた場合以外の場合において、その旨並びにその者の家族が当該判定を行つたことを書面により承諾している旨並びに当該家族の住所、氏名及び判定を受けた者との続柄

第五条第二項第二号中「及び判定に従う意思を表示した」を「書面により表示していた場合において、当該」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二 判定を受けた者が生存中に判定に従う意思を書面により表示していた場合において、当該書面の写し

第五条第二項第三号中「判定を受けた」を「前項第十号に規定する場合に該当する場合であつて、判定を受けた」に、「場合において」を「とき」に、「判定を拒まない」を「当該判定を拒まない」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 前項第十一号に規定する場合に該当する場合においては、判定を受けた者の家族が当該判定を行つたことを承諾する旨を表示した書面

第五条第三項中「前項第三号」の下に「又は第三号の二」を、「拒まない旨」を加える。

第六条第一項第十一号中「旨」を「場合においては、その旨並びにその旨の告知を受けた遺族が当該臓器の抽出を拒まない旨並びに当該遺族の住所、氏名及び臓器の抽出を受けた者との続柄又は当該臓器の抽出を受けた者に遺族がないときは、その旨」に改め、同項第十二号を次のように改める。

十二 臓器の抽出を受けた者が生存中に臓器を提供する意思を書面により表示していた場合及び当該意思がないことを表示していた場合以外の場合においては、その旨並びに遺族が当該臓器の抽出について書面により承諾している旨並びに当該遺族の住所、氏名及び臓器の抽出を受けた者との続柄

